



金 沢 市 公 報

第 3 0 3 1 号

令和3年(2021年)2月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公 告	
● 告 示		○金沢農業振興地域整備計画の変更について	
○自転車等を撤去し、保管したことについて		(2件)	(農業水産振興課) 8
(歩ける環境推進課)	1	○土地区画整理組合の理事の退任について	
○地縁による団体の告示された事項の変更について			(市街地再生課) 8
(市民協働推進課)	2	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて	(建築指導課) 9
○児童福祉法の規定による事業者の指定について		○開発行為に関する工事の完了について	(") 9
(障害福祉課)	2	● 消防局公告	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について(2件)	(")	○消防車のサイレンの使用について(警 防 課)	9
(")	3	● 公営企業告示	
○市道の区域の変更について	(道路管理課)	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について	(経営企画課) 9
(")	3	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について	(") 10
○平成28年告示第110号(災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について)の一部改正について	(危機管理課)	○下水道法の規定に基づく事業計画の変更について	(建 設 課) 10
(")	4		
○平成28年告示第111号(災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について)の一部改正について	(")		
(")	6		

告 示

●金沢市告示第33号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年2月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
駅西新町1丁目地内	自	転	車	1台
上安原町地内	自	転	車	1台
青草町地内	自	転	車	1台
入江3丁目地内	自	転	車	3台
割出町地内	自	転	車	1台
神野1丁目地内	自	転	車	3台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和3年1月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和3年2月12日から同年8月11日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
二俣町会	代表者の氏名及び住所	田中 正人 金沢市二俣町ハ123番地1	坂本 秋央 金沢市二俣町イ2番地	令和3年1月1日
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	小坂 智浩 金沢市鈴見町ニ22番地3	池田 嘉一 金沢市鈴見町ニ27番地1	令和3年1月10日
大河端町町会	代表者の氏名及び住所	佐々木 泰史 金沢市大河端町東92番地	指江 雅夫 金沢市大河端町東40番地1	令和3年1月17日
三馬本町会	代表者の氏名及び住所	里見 哲夫 金沢市三馬2丁目19番地	長谷川 要 金沢市三馬2丁目11番地	令和3年1月17日
舘山町会	規約に定める目的	この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。	本会は、明るく楽しい豊かなコミュニティの形成及び追求を目的とする。	令和3年1月24日
	主たる事務所の所在地	金沢市舘山町へ14番地4	金沢市銚子町へ29番地2	
	規約に定めた解散の事由	総会員の4分の3以上の同意による総会の議決	なし	
専光寺中町会	代表者の氏名及び住所	岡崎 正敏 金沢市専光寺町タ52番地2	川上 一仁 金沢市専光寺町カ44番地8	令和3年1月24日

●金沢市告示第35号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指 定年月日
1770102919	相談支援 パートナーズ	金沢市窪2丁目43番地 クレア101号	株式会社さくらパートナーズ	金沢市窪2丁目43番地 クレア101号	特定なし	令和2年11月1日
1770102927	相談支援事業所 ふらっと	金沢市額新保3丁目276番地1	株式会社メビウス	金沢市示野中町1丁目15番地	特定なし	令和2年12月1日

●金沢市告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710105402	ホームケア土屋 金沢	金沢市松村町ヌ70番地1	株式会社土屋	岡山県井原市井原町192番地2 久安セントラルビル2階	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和3年2月1日

●金沢市告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730105234	相談支援パートナーズ	金沢市窪2丁目43番地クレア101号	株式会社さくらパートナーズ	金沢市窪2丁目43番地クレア101号	計画相談支援	特定なし	令和2年11月1日

●金沢市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年2月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	米丸19号東力1丁目線15号	東力1丁目 98番8先から	旧	3.4	4.2
		東力1丁目 98番8先まで	新	5.0	4.2

●金沢市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年2月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
米丸19号東力1丁目線15号	東力1丁目 98番8先から 東力1丁目 98番8先まで	令和3年2月12日

●金沢市告示第40号

平成28年告示第110号（災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

表の120の項から500までの項を1項ずつ繰り下げ、

121	金沢市営東金沢スポーツ広場	金沢市三池町240番地1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
120	金沢市立城北北児童会館	金沢市小坂町西8番地11	○	○	○	○	○	○	令和3年2月1日	に
121	金沢市営東金沢スポーツ広場	金沢市三池町240番地1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	

改める。

●金沢市告示第41号

平成28年告示第111号（災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

表中の67の項から208の項までを1項ずつ繰り下げ、

68	金沢星稜大学	金沢市御所町丑10番地1	平成27年10月26日	を
67	金沢市立城北児童会館	金沢市小坂町西8番地11	令和3年2月1日	に改める。
68	金沢星稜大学	金沢市御所町丑10番地1	平成27年10月26日	

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和3年2月12日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年2月12日から同年3月15日まで

(2) 場所

金沢市柿木島1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

令和3年3月16日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和3年2月12日から同年3月15日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市南新保土地地区画整理組合

退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
松本 宏仁	金沢市近岡町502番地	令和2年12月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第646号	令和3年1月12日	金沢市金石本町二64番5先から64番3先まで	35.0	4.6
第89号	令和3年1月12日	金沢市米泉町4丁目11番1先から24番1先まで	38.4	4.6
第185号	令和3年1月12日	金沢市神谷内町へ45番6先から48番10先まで	36.0	4.6
第592号	令和3年1月12日	金沢市神谷内町へ47番2先から48番2先まで	15.25	4.74

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市観法寺町い29番1から29番14まで	金沢市有松1丁目1番1号 株式会社ジョイント21 代表取締役 山崎 友喜男	道路 金沢市観法寺町い29番14 調整池 金沢市観法寺町い29番13
金沢市広岡3丁目301番5、301番6及び301番8	金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢 駅西第一NKビル 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員金沢支社長 前田 洋明 金沢市木ノ新保町1番1号 金沢ターミナル開発株式会社 代表取締役社長 山越 健司	道路 金沢市広岡3丁目301番5及び301番6

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和3年2月12日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（鞍月5丁目地内）

日 時 令和3年2月24日（水） 午前10時30分から午前11時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業

管理規程第5号)第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年2月12日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和2年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 35,330円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 44,850円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 36,240円

2 原料価格変動額 53,200円

算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 36,240円(1トン当たり平均原料価格) = 53,200円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 53,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、令和3年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から43.63円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年2月12日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和2年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 44,850円

2 原料価格変動額 41,400円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 44,850円(1トン当たり平均原料価格) = 41,400円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 41,400円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、令和3年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から84.46円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第6号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項において準用する同条第1項の規定により事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

令和3年2月12日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

(1) 事業名

金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業

(2) 変更内容

変更に係る予定処理区域

金沢市木越町、木越1丁目の各一部

(3) 工事の予定年月日

昭和37年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 縦覧期間

令和3年2月12日から同月25日まで

(5) 縦覧場所

金沢市土木局内水整備課

◎正 誤

○平成4年7月1日付け金沢市公報第2032号の5

頁	段	箇 所	誤	正
7303	下	右から3行目	待合室使用許可書	待合室使用許可証

○令和2年11月11日付け金沢市公報第3023号

頁	箇 所	誤	正
3	上から3行目	金沢市彦三1丁目15番5号	金沢市彦三町1丁目15番5号

令和3年(2021年)2月12日 印刷
令和3年(2021年)2月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄